三　無害化処理の用に供する施設の種類
　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
　イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
　ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
　平成二十七年十二月十八日
六　縦覧場所
　イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
　ロ　環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
　ハ　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
　ニ　川崎市役所環境局生活環境部廃棄物指導課
　ホ　川崎市川崎区役所

**○関東地方整備局告示第七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年一月二十日
関東地方整備局長　石三　雄一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十号 | 長野県諏訪郡下諏訪町字大橋前三番六地先から同町字大橋向一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局長野国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年一月二十日

**○北陸地方整備局告示第一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年一月二十日
北陸地方整備局長　藤山　秀章
一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年北陸地方整備局告示第八十六号三西都市計画道路事業
三・四・一号中央通り線他一線
三　事業施行期間　自平成十六年七月二十一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

**○中国地方整備局告示第五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年一月二十日
中国地方整備局長　丸山　隆英
一　施行者の名称　島根県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第二百十二号出雲都市計画及び宍道都市計画下水道事業宍道湖西部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十六年二月二十一日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

**○中国地方整備局告示第六号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十八年一月二十日
中国地方整備局長　丸山　隆英
第1　起業者の名称　山口県
第2　事業の種類　一般国道490号改築工事（荒瀬バイパス・山口県宇部市大字荒瀬字薄畑地内から同市大字荒瀬字下半ケ迫地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　山口県宇部市大字荒瀬字薄畑及び字下半ケ迫地内
2　使用の部分　山口県宇部市大字荒瀬字薄畑及び字下半ケ迫地内
第4　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
　申請に係る事業は、山口県宇部市大字荒瀬字薄畑地内から同市大字小野字下権ノ河内地内までの延長2,430mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道490号改築工事（荒瀬バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。
　本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
　したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
　一般国道490号（以下「本路線」という。）の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づいて山口県が事業を遂行している。また、本路線は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、本件区間が山口県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により、山口県が道路管理者となっており、起業者である山口県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
　したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
　本路線は、山口県の中央部に位置し、宇部市を起点とし、美祢市を経由して萩市に至る延長約61kmの山陽地方と山陰地方を結ぶ主要幹線道路である。
　このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、平地部に山地が迫る急崖部を通過する道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線の幅員や最小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが発生するなど、主要幹線道路としての機能が損なわれている状況にある。
　本件事業の完成により、道路構造令を満足する良好な道路が整備され、交通事故が抑制されるなど、安全で円滑な交通が確保されることにより、主要幹線道路としての機能向上に寄与することが認められる。
　なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質等の環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。
　したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
(2)　失われる利益
　上記の環境影響調査によると、本件区間周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類とし